

## 福島潟マスコットキャラクター「クイクイ」着ぐるみ貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福島潟マスコットキャラクター「クイクイ」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出単位)

第2条 着ぐるみの貸し出しは、返却を含めて原則1日を単位とし、受け取りは使用しようとする日（以下「使用日」という。）の前日とし、返却は使用日の翌日までとする。

### (使用承認の申請)

第3条 着ぐるみの貸し出しを受けようとする者（以下「使用者」という。）は、使用日の7日前までに別記様式第1号による福島潟マスコットキャラクター「クイクイ」着ぐるみ使用承認申請書に当該事業の概要、着ぐるみの使用内容が記載された企画書を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国または地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的で使用する場合
- (3) 学校、幼稚園または保育園等教育機関が教育目的で使用する場合
- (4) 福島潟をPRする目的で使用する場合
- (5) その他市長が別に定めた場合

2 着ぐるみ使用承認申請の受付は、原則先着順とする。

### (使用承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認するものとする。

- (1) 新潟市のイメージや品位を傷つけ、またはそのおそれがある場合
- (2) クイクイのイメージを損なうおそれがある場合
- (3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがある場合
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合
- (5) 特定の個人、企業、団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又はおそれがある場合
- (6) その他市長が適当でないと認めた場合

2 前項の規定による承認は、別記様式第2号による福島潟マスコットキャラクター「クイクイ」着ぐるみ使用承認書をもって行うものとする。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容により使用し、市長が指示する内容に従うこと。
- (2) 『水の駅「ビュー福島潟」イメージキャラクタークイクイ着ぐるみ使用マニュアル』を遵守し、適切に使用すること。
- (3) 着ぐるみを第三者に譲渡し、または転貸しないこと。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時及び降雪時に屋外で使用しないこと。

(着ぐるみの運搬及び貸出等)

第7条 使用者は、貸出及び返却場所から会場までの間における着ぐるみの運搬は、専用の保管ケースに収納した状態で行い、車両等で運搬する場合は、着ぐるみの形状を損なうことがないように注意するものとする。

- 2 着ぐるみの貸出及び返却は水の駅「ビュー福島潟」で行い、着ぐるみの管理、貸出等に関する事務は水の公園福島潟等指定管理者（以下、「管理者」という。）が行うものとする。
- 3 着ぐるみの使用が第3条1項の各号に該当する場合、管理者は別記様式第3号による福島潟マスコットキャラクター「クイクイ」着ぐるみ使用事前報告書を使用日の前日までに新潟市に提出しなければならない。

(使用の取消)

第8条 市長は、第4条により承認した使用者が第6条各号に掲げる使用上の遵守事項に違反していると認められるとき、または第4条第1項各号に該当することとなった場合、別記様式第4号による福島潟マスコットキャラクター「クイクイ」着ぐるみ使用承認取消書をもって当該使用承認を取り消すものとする。

(原状復帰の義務)

第9条 着ぐるみを紛失し、破損し、または汚損した場合は、使用者の責任と負担により、制作、補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第10条 市長は、着ぐるみの使用承認を取り消したことにより、または使用の中止を求めたことにより使用者に損害が生じても、その責めを負わない。

2 市長は、使用者が着ぐるみの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、損害補償、損失補てんその他法律上の責任を負わない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

様式第1号（第3条関係）

福島潟マスコットキャラクター「クイクイ」着ぐるみ使用承認申請書

平成 年 月 日

新潟市長

申請者 住所（所在地）

氏名 印

下記のとおり、福島潟マスコットキャラクター「クイクイ」着ぐるみを使用したいので申請します。

記

- 1 使用内容及び使用目的 ※使用内容がわかる企画書等を添付してください。
- 2 使用期間
- 3 連絡先（担当者、電話番号、メールアドレス）
- 4 運搬方法

様式第2号（第4条関係）

福島潟マスコットキャラクター「クイクイ」着ぐるみ使用承認書

平成 年 月 日

様

新潟市長

平成 年 月 日付けで申請のあった福島潟マスコットキャラクター「クイクイ」着ぐるみの使用について、下記のとおり承認します。

記

（承認内容）

- （1）福島潟マスコットキャラクター「クイクイ」着ぐるみ使用承認申請書の申請内容どおりに使用すること。
- （2）福島潟マスコットキャラクター「クイクイ」着ぐるみ貸出要綱の内容を遵守すること。

様式第3号（第7条関係）

福島潟マスコットキャラクター「クイクイ」着ぐるみ使用事前報告書

平成 年 月 日

新潟市長

報告者 住所（所在地）

氏名

平成 年 月 日に下記のとおり福島潟マスコットキャラクター「クイクイ」着ぐるみを使用しますので、事前報告いたします。

記

1 使用者

2 使用内容

3 使用場所

4 使用目的

様式第4号（第8条関係）

福島潟マスコットキャラクター「クイクイ」着ぐるみ使用承認取消書

平成 年 月 日

様

新潟市長

平成 年 月 日付けで申請のあった福島潟マスコットキャラクター「クイクイ」着ぐるみの使用について、下記のとおり取り消します。

記

1 取消内容

2 取消理由